

「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の意思確認書・同意書について

1. 「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰の意思確認書および同意書の提出

脳損傷、硬膜下血腫を受傷したプレーヤーが競技復帰するには、『競技復帰の意思確認書・同意書』を提出しなければならない。以下3種の書式が用意され競技復帰前には、3種全ての提出が必須である。

- ① 競技復帰の意思確認書 (競技復帰希望者→チーム責任者宛)
- ② 競技復帰の意思確認書 (競技復帰希望者→所属都道府県協会宛)
- ③ 競技復帰の同意書 (担当医師→所属都道府県協会宛)

2. 意思確認書・同意書と記入における考慮点

- ① 競技復帰の意思確認書 (競技復帰希望者→チーム責任者宛)
競技復帰希望者が署名の上、チーム責任者に対して提出する。
未成年の場合、保護者の署名・捺印が必要である。
- ② 競技復帰の意思確認書 (競技復帰希望者→所属都道府県協会宛)
競技復帰希望者が署名の上、所属都道府県協会に対し提出する。
未成年の場合、保護者の署名・捺印が必要である。
- ③ 競技復帰の同意書 (担当医師→所属都道府県協会宛)
担当医師は「ラグビーの競技復帰に問題がない」と判断した場合、競技復帰希望者がこの同意書を担当医師より入手し、所属都道府県協会へ提出する。

3. 提出方法と提出後の流れ

- ・ 競技復帰希望者は①②③の書類を一組にして、当該選手が所属する都道府県協会に提出する。
(①については、チーム責任者に提出した医師確認書のコピーとする。)
- ・ 都道府県協会(事務担当者)は支部協会を通じ日本協会安全対策委員会に①②③の書類を送付する。
- ・ 日本協会安全対策委員会は①②③の書類を受理後、支部及び都道府県協会を通じ復帰日を通知する。
- ・ 復帰した者は、復帰日より6ヶ月を経過した時点で都道府県協会に現況報告を行う。
- ・ 現況報告は「脳損傷、硬膜下血腫」受傷後の競技復帰報告書を使用する。
- ・ 現況報告は都道府県協会より支部協会を通じて日本協会安全対策委員会に報告される。

以上